

宇和島市認定地域クラブ
指導・運営担当者 様

宇和島市教育委員会
学校教育課長 中山 総大

認定地域クラブ活動における賠償責任について

盛夏の候、認定地域クラブにおける指導・運営担当者の皆様におかれましては、ますます御健勝のことと存じます。日頃より、認定地域クラブ活動に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

認定地域クラブに関わる、賠償責任についての情報提供をいたしますので、各クラブにおきましても、事故防止に十分配慮していただきますとともに、事故に備えた保険への加入など適切に対応していただきますようお願いいたします。

1 認定地域クラブが抱えるリスクについて

事故は、どのように注意をしても、発生する可能性があります。

認定地域クラブが社会教育活動を行い、その活動中に事故が発生した場合、高額な賠償責任を負う可能性があります。昨今のスポーツ等に関する重大な事故の発生を踏まえ、各クラブの役員や指導者の方々に、リスクを正しく理解し適切に対応していただきますようお願いいたします。

2 スポーツ安全保険について（活動している指導者と生徒個人の補償について）

宇和島市教育委員会では、必ず「スポーツ安全保険」に加入することを認定地域クラブの認定基準としています。

スポーツ安全保険には、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険が含まれています。傷害保険は、団体での活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院が補償されるものとなっています。また、賠償責任保険は、生徒や指導者（保険加入時の団体員名簿に掲載されている方）が、他人に怪我をさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

3 スポーツ安全保険と災害共済給付（スポーツ振興センター）の比較

保 険		スポーツ安全保険 (スポーツ安全協会)	学校における 災害共済給付 (日本スポーツ振興センター)
活動内容		地域クラブ活動	学校教育活動全般（部活動を含む）
傷 害 保 險	死 亡	3,000 万円	3,000 万円
	後遺症(最高)	4,500 万円	4,500 万円
	入院・通院	入院 4,000 円/日通院 1,500 円/日	医療費の3割+1割
賠償責任保険		対人・対物賠償合算1事故：5億円 ただし、対人賠償は、1人2億円	なし

4 スポーツ安全保険だけでは補償できないリスク（団体賠償責任について）

スポーツ安全保険だけでは補償できないリスクも存在します。**「認定地域クラブ（団体）」の組織的な責任が問われる場合**は、スポーツ安全保険では補償されません。このほか、保険対象外の臨時スタッフの過失によって団体が負う責任は、スポーツ安全保険だけでは補償できない場合があります。学校の部活動の場合は、市町等の設置者が賠償の責任を負うことがあります。

「地域クラブ（団体）」の組織的な責任が問われた事例

（参考）高校生のサッカー大会時の落雷事故について、結果回避義務を怠ったとして、学校と大会主催者双方の過失が認定された事例

A市で開催されたA市体育協会主催のサッカー大会において、高校1年の男子生徒（当時16歳）が試合中に落雷の直撃を受けました。生徒は救命されましたが、失明や四肢麻痺などの極めて重い後遺障害を負いました。

被害者側は、学校と大会主催者に損害賠償を求めて提訴、裁判では、上空の暗雲や遠雷といった予兆から具体的危険性を予見でき、近くの安全な場所に避難させる結果回避義務を怠ったと判断。学校と主催者双方の過失を認定し、連帯して約3億円の支払いを命じる判決を下しました。

また、団体が責任を負うからといって、現場でミスをした指導者個人や、安全管理体制の構築を怠った代表者個人の不法行為責任が免除されるわけではないということも注意が必要です。

5 認定地域クラブにおいて事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

※ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する総合的なガイドライン 文部科学省（R7.12）より

			(1)地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2)活動場所 （市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
			①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因	
地域 クラブ	運営 主体	市区 町村	市区町村 【国家賠償法1条】	市区町村 指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法1条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法2条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」（法人対象）など	指導者(団体に雇用されている場合は団体も責任を負う) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
(参考) 学校部活動		市区町村 【国家賠償法1条】 ※災害共済給付において免責特約(災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約)を付することが可能	市区町村 指導者(故意又は重過失の場合には市区町村から求償) 【国家賠償法1条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり「スポーツ安全保険」の対象外		

6 保険を活用したリスクへの対応（推奨）

スポーツ安全保険だけでは対処できないリスクに対し、他の保険への加入は有効な手段です。

スポーツ庁のホームページ「スポーツの事故防止について」（右下のQRコードから入れます）では、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」や「チェックリスト」が掲載されているほか、事故の防止に関する様々な情報が掲載されていますので、各認定地域クラブの指導者や運営役員の皆様は是非御覧いただき、スポーツにおける安全の確保に努めてください。この中で賠償責任保険について具体的に紹介されていますので、参考にしてください。

また、様々な保険会社で「施設賠償責任保険」やスポーツ団体用の保険が販売されています。商品によっては、団体が意図する補償額を設定できるものや、訴訟対応費用を補償する特約を付けられるものがあります。詳細は、保険代理店にお問い合わせください。



7 重大な事故を発生させない体制づくり

まずは、重大な事故を発生させないことが、最も大切です。

宇和島市教育委員会では、認定地域クラブの指導者に対して、安全管理等に関する研修を行っています。研修内容を理解していただき、実践していただくようお願いいたします。

問い合わせ先

宇和島市教育委員会 学校教育課 指導係 教育政策班
電話 0895-49-7077（直通） メール es-seisaku@city.uwajimas.lg.jp
担当 毛利 正寛 安藤 賢治